

## 熊本総合医療リハビリテーション学院軽音部会則

### (名 称)

第 1 条 本会は、「熊本総合医療リハビリテーション学院軽音部」と称する。

### (目 的)

第 2 条 本会は、自発的・自主的に行うものであり、その活動を通じて 5 学科学生間の交流と親睦を深めると共に、豊かな情操と健全な心身を育成し、楽しく活動を行うことを目的とする。

### (活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 通常練習
- (2) 友志祭での演奏
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### (組 織)

第 4 条 本会は、熊本総合医療リハビリテーション学院学生のうち、目的に賛同し自発的に参加する者（以下「部員」という。）4 人以上で構成する。

### (活動年度)

第 5 条 本会の活動年度は 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

### (役 員)

第 6 条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 2 名
- (3) 会計 1 名

2 部長は部員で互選して選出する。

3 副部長及び会計は、部長が本人の承諾を得て、部員の中から指名する。

4 役員の任期は、2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充として選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (その他の機関)

第 7 条 本会に「相談役」を置き、教職員の立場から活動等に対する助言を得るものとする。

### (役 割)

第 8 条 部長は、本会を代表し活動を総括すると共に、以下の職務を行う。

- (1) 毎年 2 月末日までに、当該年度の「活動計画書」(様式 1)を作成し、前年度部長から提出さ

れた「活動報告書」(様式 2) 及び「会計報告書」(様式 3) と共に、相談役へ提出する。

(2) 毎年 3 月末日までに、活動内容等を記載したポスターを作成し、指定場所に掲出する。

(3) 毎年 4 月末日までに、「部員名簿」(様式 4) を相談役へ提出する。

(4) 翌年 2 月末日までに、前年度の「活動報告書」(様式 2) を作成し、会計が作成した「会計報告書」(様式 3) を添えて次年度部長へ提出する。

2 副部長は、以下の職務を行う。

(1) 部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときはその役割を代行する。

(2) 本会の備品を整備し、これを管理する。

3 会計は、以下の職務を行う。

(1) 本会の収支に関する事務及び金銭出納の管理を行う。

(2) 翌年 2 月末日までに、前年度の「会計報告書」(様式 3) を作成し、前年度部長へ提出する。

(試合・合宿・学会発表)

第 9 条 学外において活動を行う場合、「試合・合宿・学会発表届」(様式 5) による届け出の必要性については相談役に助言を求め、必要があれば相談役に提出する。

(活動費)

第 10 条 本会の活動費は、後援会からの助成、その他の収入をもってこれに充てることとし、会費及び入会費は徴収しない。

2 会計年度は 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日とする。

(事故防止及び法令遵守)

第 11 条 部員は事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

2 未成年に飲酒及び喫煙をさせてはならない。

(附 則)

本規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

本会則は、令和元年 5 月 1 日から改正施行する。